

港区の今後の保育行政のあり方について

～保育を必要とする誰もが安心して子どもを
産み育てることができる港区をめざして～

平成27年12月

港 区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

I 策定の背景	1
1 子ども・子育て支援新制度の開始	1
2 保育園整備に関するこれまでの検討経過	1
3 区の保育行政に関する取組状況	1
4 区がめざす今後の保育行政	2
5 策定の趣旨	2
II 具体的な取組状況	3
1 保育施設の整備	3
2 保育の質の充実	3
III 今後の港区の保育行政の方向性	7
1 保育の量の拡大	7
（1）保育施設の整備	7
（2）今後の区立認可保育園の事業運営手法	9
（3）保育定員の設定方法の工夫	10
（4）新たな手法による定員確保策	11
（5）認定こども園の今後の展開	12
（6）今後の港区保育室のあり方	13
（7）新たな小規模保育事業の実施	16
（8）在宅子育て家庭への支援	16
2 保育の質の充実	17
（1）保育環境の充実	17
（2）幼児教育の充実	18
（3）特別な配慮を必要とする児童の保育の充実の推進	18
（4）病児・病後児保育の充実	19
（5）運営体制の確認や保育士処遇改善策による保育の質の向上	20
（6）制度等の見直し	21
（7）在宅子育て家庭への支援	22
資料編	24

I 策定の背景

1 子ども・子育て支援新制度の開始

平成27年4月から、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の拡充や質の向上を推進する「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。新制度では、地域型保育事業の認可など、区の権限と責務が強化されています。区は、子どもを産み育てやすい環境の充実に向けて、「港区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでいます。

2 保育園整備に関するこれまでの検討経過

これまで区は、就学前児童の増加や保育ニーズの拡大に対応するため、平成18年6月に「港区公立保育園の在り方検討会報告書」を策定し、平成22年12月には、急激な社会経済状況の変化や予想を超えた就学前児童の急増、就労形態の多様化などに対応するため、「港区立保育園のあり方について（まとめ）」を策定し、これに沿って保育サービスの拡充に努めてきました。

これらの報告書の策定以降、大規模集合住宅建設などによる人口増や、出生数の増加を背景とした就学前児童の急増、共働き世帯の増加などにより保育需要がますます増大するなど、港区の保育行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

3 区の保育行政に関する取組状況

このような中で、区は、喫緊の課題として待機児童解消に向けた施策に全力で取組み、積極的かつ迅速に保育サービスの拡充を図ってきました。

その結果、平成27年4月時点で、保育定員は6,638名と10年前のおよそ3倍まで拡大し、待機児童数は平成18年以降最も多い平成22年4月の274人から30人へと大幅に減少しました。

このような取組をはじめとした子育て支援策の成果などにより、区の合計特殊出生率は年々上昇し、平成26年には1.39と23区で最も高くなり、全国平均の1.42にも近づいています。

今後も、人口増加が見込まれる中で、国が示す希望出生率の1.8も視野に入れて、引き続き待機児童の解消に向けて積極的に取り組む必要があります。

さらに、子ども・子育て支援新制度の実施を受けて、医療的ケアを必要と

する児童に対する保育の提供や病児保育など、多様化する保育ニーズへの対応や、様々な就労形態に対する保育サービスの充実、保育の質の向上が求められています。

4 区がめざす今後の保育行政

このような状況の中で今後の区の保育行政については、男女が共にいきいきと暮らしながら、子どもを安心して産み育てることができるよう、子どもや保護者のために公立と私立が共に力を発揮できる保育環境の充実を目指し、より身近な場所での保育環境の整備、保育を必要とする誰もがサービスを受けられる仕組みづくりを実現していく必要があります。

5 策定の趣旨

こうした状況を踏まえて、港区子育て支援推進会議のもとに、平成27年7月に設置した「保育行政のあり方検討専門部会」において、これまでの施策推進にあたっての考え方や、子ども子育て支援新制度による具体的取組の状況などを踏まえた上で検討を行い、「港区の今後の保育行政のあり方について」を策定しました。

策定にあたっては、保育園などにおける保育だけではなく、家庭で行う育児も含めて保育ととらえ、保育園や在宅子育て家庭などで保育を必要とする誰もが安心して子どもを産み育てることができるための保育行政について、今後の基本的な考え方をまとめました。

今後の区の保育行政については、当分の間、この考え方に沿って、保育の「量」と「質」の両面から子育て支援の充実を図り、保育サービスの向上を推進していきます。

II 具体的な取組状況（平成22年12月報告書策定以降の取組）

1 保育施設の整備

これまで区は、保育施設の整備に関して、①待機児童解消に向けた施設整備による大幅な定員拡大、②指定管理者制度の導入、③保育所型認定こども園の実施、④緊急暫定保育施設のあり方の見直し、⑤みなと保育サポートによる子育て支援策の充実、⑥在宅子育て家庭への支援に積極的に取り組んできました。

このような子育て支援策の成果などによって、区の合計特殊出生率は、この10年間で上昇し、平成26年には23区で最も高い1.39となり、全国平均に近づいています。平成26年の港区内の出生数も2,854人（前年比233人増）となっています。（P24 図表1）（P24 図表2）

さらに、保育需要率も高まっており、特に保育ニーズの高い1歳児は4年前の36.6%から平成27年度には46.2%に伸びています。

こうしたことから、保育定員の積極的な拡大にも関わらず、待機児童数は平成27年4月以降増加している状況です。（P25 図表3）

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、若い世代の結婚や子育ての希望が実現すれば出生率は1.8程度の水準まで向上するとした「希望出生率」を示しました。区もこの1.8を視野に入れて、引き続き、待機児童対策を一層強化するための様々な施策の展開が必要です。

2 保育の質の充実

保育の質の充実については、①保育環境の充実、②幼児教育の充実、③特別な配慮が必要な児童の保育の充実、④保育施設等の指導監督の充実、⑤第三者評価の実施、⑥保育士の人材育成、⑦私立認可保育園等の保育士の処遇改善や定着対策、⑧保育所入所基準の改正、⑨保育園保育料の改定及び第二子以降の保育料無料化、⑩在宅子育て家庭への支援に積極的に取り組んできました。

今後、就学前児童がさらに増加し、引き続き、保育施設の整備を進める中で、きめ細かで質の高い保育を実施していく必要があるとともに、さらに多様化していく保育ニーズへの対応や、在宅子育て支援の充実が求められています。

区民のニーズに的確に対応するためには、保育の「質」の一層の充実が強く求められています。

Ⅲ 今後の港区の保育行政の方向性

これまでの施策推進にあたっての考え方や具体的取組の進捗状況を踏まえた上で、保育の「量」と「質」の両面から保育行政の充実を図ります。

今後の人口動向や就学前児童の増加状況、子育て家庭の環境やまちの開発の変化、国の希望出生率1.8を視野に入れるとともに、国の国家戦略特区による新たな規制緩和策や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などの社会情勢も念頭に入れ、今後の保育サービスの向上を推進していきます。

1 保育の量の拡大

(1) 保育施設の整備

保育施設の整備にあたっては、区立・私立認可保育園の適正バランスや役割を考慮し、区民が身近で日常的に利用する施設として地域特性を踏まえ、地区ごとに区立・私立認可保育園の適正な配置を進めていきます。

【課題】

保育園は、地域の身近な子育て支援施設として、地域の保育需要に地域で対応できるよう定員を拡大するとともに、夜間・休日保育や一時保育など、地域ごとの多様な保育ニーズに適切に対応し、保護者により多くの選択肢を提供するため、区立認可保育園及び私立認可保育園の整備を進める必要があります。

また、区は、園庭のない私立認可保育園に、プール遊びや外遊びの場所として区有施設を提供しています。今後も区立認可保育園との合同実施の拡充など、保育環境の充実を図る必要があります。

【今後の基本的考え方】

区立・私立認可保育園の適正なバランスや役割を考慮し、地域密着型の施設として、地域特性を踏まえ、地区ごとに区立・私立認可保育園の適正な配置を進めていきます。

今後、増加が見込まれる地域ごとの保育需要に対して、保育の必要量を確保するため、私立認可保育園の誘致を中心とした定員拡大に引き続き取り組んでいきます。

私立認可保育園を誘致する際には、保育の質を担保するため、誘致条件を要綱等で整備することを検討します。また、運営事業者と十分な協議のもと誘致を進めていきます。

事業計画に計上している平成28年度以降の施設整備計画

(1) 平成28年度	私立認可誘致1園
(2) 平成29年度	私立認可誘致2園
(3) 平成30年度	私立認可誘致2園

私立認可保育園は園独自の保育理念や保育方針をもとに、個性ある取組を行っており、民間ならではの創意工夫により保護者ニーズに応える役割を担っています。

公設公営による区立認可保育園は、区全体の保育の質の向上のために、経験を積んだ保育士のノウハウやスキルを、他の保育園に継承する役割などを担っています。

公設民営による区立認可保育園は、需要が増大している休日保育などの多様な保育サービスを行っています。

区立認可保育園は、園庭のない私立認可保育園に対して、プール遊びや外遊びの場所の提供や、合同実施による支援を引き続き行っていく役割を担っています。

こうしたことから、区立・私立認可保育園それぞれの特色や役割を活かし、必要に応じて区立認可保育園（分園を含む）を設置していきます。

また、区では、新たな定員確保策として、子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業や家庭的保育事業の実施を検討します。さらに、認可保育園の整備による定員確保を補完するため、みなと保育サポートを、新たに2ヶ所（赤坂九丁目、白金台四丁目）で実施していきます。

保育園の配置

●地区別保育園の園数及び定員数

(単位：園 人)

	区分	公設公営	公設民営	私立	暫定	合計
芝	園数	2	1	3	3	9
	定員数	314	170	186	170	840
麻布	園数	5	0	6	2	13
	定員数	625	0	400	257	1,282
赤坂	園数	3	0	4	2	9
	定員数	336	0	220	179	735
高輪	園数	3	0	7	2	12
	定員数	402	0	379	412	1,193
芝港	園数	2	3	9	3	17
	定員数	277	455	568	430	1,730
合計	園数	15	4	29	12	60
	定員数	1,954	625	1,753	1,448	5,780

(平成27年12月1日現在)

(2) 今後の区立認可保育園の事業運営手法

今後の新たな区立認可保育園の設置や、港区保育室から区立認可保育園への移行などにおいては、多様な保育サービスを提供するため、原則として指定管理者制度を導入します。

【課題】

これまで区立認可保育園は、公設公営による事業運営を基本に、地域の中の身近な施設として、保幼小の連携や、経験を重ねた保育士のノウハウを広く他の保育園に継承するなど、区全体の保育の質の向上に中心的な役割を果たしてきました。

一方、保護者の就労形態や保育ニーズの多様化がますます進んでおり、子ども・子育て支援新制度においても、休日保育や夜間の延長保育などのサービスの拡充が求められています。

【今後の基本的考え方】

区立認可保育園において、夜間・休日保育、一時保育などの多様な保育サービスを実施するにあたっては、保育士の柔軟なローテーションや、夜間・休日の人員配置が欠かせないことから、指定管理者制度を活用した公設民営による運営が適しています。

既に指定管理者制度を導入している神明保育園などの区立認可保育園においても、指定管理者のノウハウやアイデア、専門性などを活用し、柔軟な勤務体制により、多様な保育サービスを実施しており、区は、施設の設置者として運営状況を的確に把握し、安定的かつ継続的に保育の質を確保しています。

このことから、今後の新たな区立認可保育園の設置や、港区保育室から区立認可保育園への移行などにおいては、多様な保育ニーズに対応するため、原則として指定管理者制度を導入します。

また、既存の公設公営による区立認可保育園は、今後も引き続き私立を含めた区全体の保育の質の向上をめざして牽引する役割を果たしていくため、当分の間、公設公営による事業運営を維持していきます。なお、公設公営による事業運営については、今後の社会経済情勢の変化（国の法改正の動向等）や保育需要の動向（未就学児の人口動向等）などを考慮して対応していきます。

（３） 保育定員の設定方法の工夫

保育園の定員設定については、園児の在園状況を踏まえ、空きスペースの活用による柔軟な対応や新設園の定員設定時の工夫を行い、待機児童解消に向けて効率的に定員拡大を図ります。

【課題】

これまで、急速に増大する保育ニーズに迅速に対応するため、新設園を設置してきたことから、特に開設間もない園については、3～5歳児の定員に空きが生じている現状があり、その空きスペースを待機児童の解消に向けて

効率的に活用する必要があります。

【今後の基本的考え方】

保育園の定員設定については、開設間もない保育園を中心に、定員の空きが生じている3～5歳児の保育室のスペースを活用し、緊急的に1歳児の定員拡大を図るなど、柔軟に対応します。

また、特段の事情がない限り、私立認可保育園を誘致する際の定員設定については、開園当初の3～5歳児の在園児は少ないことから、初年度は0～2歳児に限定し、翌年度から3歳児以降について順次1年毎に1歳ずつ拡大していくこととします。

（４） 新たな手法による定員確保策

国家戦略特区による都市公園の活用の可能性や、定住促進指導要綱に基づく保育園の附置の誘導方法について検討し、新たな手法により迅速かつ確実に定員拡大を促進します。

【課題】

今後のさらなる就学前人口の増加や保育ニーズの拡大に対応するためには、これまでの手法による待機児童解消策の推進とともに、施設整備について、新たな手法により定員の拡大を促進する必要があります。

【今後の基本的考え方】

増大する保育ニーズに対応するために、新たな手法についての検討を進めます。

①都市公園の活用の可能性の検討

国家戦略特区で実施する新たな規制緩和策を盛り込んだ改正国家戦略特区法によって認められた都市公園内の保育所設置特例について、都立公園も含め、公園としての機能を損なわない範囲で、地域による保育ニーズに照らし、活用の可能性を検討します。

②「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」に基づく要請

延べ面積 3,000 m²以上の開発事業について、開発動向の把握や情報の共有を促進するとともに、「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」に基づく事前協議により、その地域に応じた、より効果的な子育て支援施設の附置の誘導方法を検討します。

(5) 認定こども園の今後の展開

芝浦アイランドこども園における保育所型認定こども園としての運営状況を検証し、他地区での実施について検討します。

【課題】

認定こども園は、保護者の就労状況が変化した場合でも、認定区分の変更により通い慣れた園を継続して利用することができるなどのメリットがあり、保護者にとって教育・保育施設として選択の幅が広がります。

しかしながら、保育園を保育所型認定こども園へ移行するには、施設・設備の制約などにより子どもを受け入れられる人数に制限があるため、新たな1号認定を設定するには既存の保育定員を削減する必要があり、待機児対策に必要な定員を確保できないという課題があります。

【今後の基本的考え方】

芝浦アイランドこども園における保育所型認定こども園としての運営状況を踏まえ、他地区での実施について検討します。

その際には、保育園から保育所型認定こども園への移行や、認定こども園の新設もあわせて検討していきます。

(6) 今後の港区保育室のあり方

現在の緊急暫定保育施設（待機児童解消のために、運営期間を定めて保育を行う施設）は、平成28年4月から認可化、終了、継続の3類型とします。また、名称を港区保育室とします。

今後の港区保育室については、東麻布保育室を平成29年4月に区立認可保育園へ移行します。再開発事業の予定地等である3つの保育室は終了とし、移行先を確保します。その他の施設は平成31年度までは継続を前提とし、認可化の条件が整ったものから順次、認可化を進めていきます。それ以外の港区保育室は保育需要の動向を踏まえ、平成32年度以降の事業継続について検討を進めます。

【課題】

今後の港区保育室について、平成27年7月にまとめた「緊急暫定保育施設の今後のあり方について」の3つの方向性ごとの課題は次のとおりです。

① 認可化

認可化の条件が整い次第、可能な限り速やかに認可保育園へ移行していく必要があります。

② 終了

再開発事業の予定地等のため開設期間が限られており、運営を継続できないことから、在園児の移行先を確保する必要があります。

③ 継続

土地や建物を区で所有していないため継続的な運営が担保できないことや、設備上の制約、近隣住民の理解などの面において、認可条件をすぐに整えることが難しい保育室については、個々の施設ごとに認可化に向けた対応を検討していく必要があります。

認可化の条件を整えることができない施設は、港区保育室としての事業継続について検討する必要があります。

【今後の基本的考え方】

① 認可化

東麻布保育室は、急激に増大する保育ニーズに対応するため、旧港区立飯倉小学校の土地と建物を活用して、区内初の緊急暫定保育施設として平成19年に開設しました。

東麻布保育室については、土地と建物を区が有していることから保育施設としての継続性が高いこと、設備についても、保育室の一部の軽微な工事により認可基準を満たすことが可能なことから、平成29年4月に区立認可保育園に移行します。

区立認可保育園への移行にあたっては、麻布地区内で初めてとなる午後10時までの延長保育や休日保育のほか、年末保育を実施します。そのためには民間事業者等のノウハウやアイディア、専門性などを活用し、利用者ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的なサービスを提供する必要があることから、指定管理者制度を導入します。

② 終了

次の3つの保育室については、再開発事業の予定地等のため開設期間が限られていることから、開設予定期間までで終了とし、周辺に私立認可保育園を誘致するなどにより、在園児の移行先を確実に確保します。

- 浜松町二丁目保育室（浜松町二丁目再開発事業の予定地であることから、開設予定期間は、平成29年3月まで）
- 愛宕保育室（民間の土地を一時使用貸借契約により使用していることから、開設予定期間は、平成29年3月まで）
- 芝五丁目保育室（（仮称）産業振興センター等の工事に着工するまでの期間を活用できる土地であることから、開設予定期間は、平成30年3月まで）

③ 継続

①②以外の保育室については、子ども・子育て支援事業計画終了年度（平成31年度）までは継続を前提とし、認可化の条件が整ったものから順次、

認可保育園への移行を進めていきます。それ以外の港区保育室は、今後の需要の動向や地域ニーズを考慮し、平成32年度以降の事業継続について検討を進めます。

港区保育室一覧（平成28年4月1日）

3 方 つ 向 の 性	保育室名 ()内は開設予定期間	所在地	保育年齢別定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認 可 化	東麻布保育室	東麻布 2-1-1	18	30	45	30	25	22	170
終 了	芝五丁目保育室 (平成30年3月31日)	芝 5-36-4	3	20	6	/	/	/	29
	浜松町二丁目保育室 (平成29年3月31日)	浜松町 2-3-20	21	40	24	20	/	/	105
	愛宕保育室 (平成29年3月31日)	愛宕 1-7-5	8	13	13	13	/	/	47
継 続	南麻布三丁目保育室	南麻布 3-5-15	12	30	24	10	/	/	76
	青南保育室	南青山 4-19-18	21	25	25	25	20	15	131
	第二青南保育室	南青山 4-19-5	21	35	18	20			94
	桂坂保育室	高輪 3-19-36	15	55	60	60	50	50	290
	志田町保育室	白金 1-11-16	12	30	42	40	/	/	124
	たまち保育室	芝浦 3-4-1	21	30	30	30	30	25	166
	芝浦橋保育室	芝浦 4-6-8	9	15	48	55	30	25	182
	港南四丁目保育室	港南 4-2-4	6	20	20	/	/	/	46
合 計			167	343	355	595		1460	

(7) 新たな小規模保育事業の実施

子ども・子育て支援新制度における新たな事業の一つである小規模保育事業を平成28年度に実施し、特に待機児童が多い芝浦港南地区の定員を拡大します。

【課題】

これまでの積極的な保育定員の拡大にも関わらず、待機児童数は平成27年4月以降、芝浦港南地区を中心に増加しています。特に0～2歳児の保育需要が高いことから、その需要に迅速に対応するための新たな対策を講じる必要があります。

【今後の基本的考え方】

子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた地域型保育事業の一つである小規模保育事業（A型）を実施し、少人数（6～19人）を対象にきめ細かな保育を行います。

特に待機児童が多い芝浦港南地区において、平成28年度に私立の小規模保育事業所を開設し、待機児童の多い0～2歳児を中心に定員を拡大します。

(8) 在宅子育て家庭への支援

子育てひろば・一時預かり施設を拡充するとともに、「子育て支援員研修」を開始し、育児サポート子むすびや派遣型一時保育などの多様な保育ニーズに応える事業の担い手を養成します。

【課題】

子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業を、地域の需要に見合うよう拡充するとともに、新制度を支えるため、国が創設した人材育成制度「子育て支援員研修」を区として整備する必要があります。

区の一時的預かりや育児サポート子むすび、派遣型一時保育の利用者は、子

育て家庭の増加や生活スタイルの多様化に伴い、ますます増加しており、更なる支援者育成が急務となっています。

【今後の基本的考え方】

子育てひろば・一時預かり施設を平成29年度に2施設（赤坂9丁目、白金台4丁目）増設し、仲間づくりや情報交換、子育て講座、子育て相談、一時預かりを充実させます。

また、多様な子育て支援サービスを担う人材育成の充実を図るため、平成28年度から「港区子育て支援員研修」を開始し、多世代の男女の支援者を数多く育成していきます。

2 保育の質の充実

（1）保育環境の充実

区有施設を活用した園庭のない私立認可保育園等のプール遊びや外遊びの場の確保による保育環境の充実支援の実施状況を踏まえ、運用の改善を図ります。区立しばうら保育園の園庭を活用した支援を行うとともに、利用可能な区有施設の拡大を検討します。

【課題】

私立認可保育園等でのプール遊びや外遊びについては、利用したい時間帯が協力する側の区立保育園の利用時間と重なり利用しにくいなど、より利用しやすい保育環境の整備を求める声があります。

【今後の基本的考え方】

区有施設を活用した園庭のない私立認可保育園等のプール遊びや外遊びの場の確保による保育環境の充実支援については、今年度の実施状況を検証するとともに、園長会や、私立認可保育園と区立認可保育園との意見交換などを踏まえ、今後も、より利用しやすいものとなるよう必要な運用の改善を図り、保育環境のさらなる充実を推進します。

また、平成27年10月に開設した区立しばうら保育園の園庭を近隣の保育園のプール遊びや外遊びの場として活用していくとともに、利用可能な区有施設の拡大を検討します。

(2) 幼児教育の充実

「小学校入学前教育カリキュラム」のさらなる効果的な活用を推進します。また、「5歳児指導ポイント集」を活用し、保幼小合同研修会などを通して指導方法の改善や工夫を図り、幼児教育と小学校教育との接続を一層強化します。

【課題】

保育園、幼稚園、小学校において、「小学校入学前教育カリキュラム」を活用した幼児教育の取組を継続し、小学校教育の円滑な接続をさらに推進していくことが必要です。

【今後の基本的考え方】

今後は、「小学校入学前教育カリキュラム」の活用状況等の調査結果を踏まえ、成果や課題を整理し、さらなる効果的な活用を促進します。

また、保育士と幼稚園教員から成るプロジェクトチームで作成している「5歳児指導ポイント集」（平成28年3月完成予定）を活用するとともに、引き続き、保幼小合同研修会を開催し、公開保育や協議会等を通して指導方法の改善や工夫を図り、幼児教育と小学校教育との接続を一層強化します。

(3) 特別な配慮を必要とする児童の保育の充実の推進

特別な配慮が必要な児童への巡回指導や関係機関との連携を強化します。平成27年12月から開始した居宅訪問型保育事業の実施状況を検証するとともに、保育園での受入れ体制の拡充、施設整備などによるニーズへの対応について検討します。

【課題】

増加傾向にある発達障害児については、より早期に発見し、必要な支援へつなげるための体制の充実が必要です。また、医療的ケアを必要とする児童への保育の提供については、保育園における受入れの拡充を求める声が増加している中で、受け入れ体制が十分には整っていない状況です。

【今後の基本的考え方】

障害児や発達障害児など特別な配慮が必要な児童については、保育園での巡回指導やカウンセリングをきめ細かにを行い、臨床心理士などのアドバイスをもとに、早期発見につなげ、適切な支援を実施するとともに、医療機関や発達支援センター、こども療育パオ、小学校などと連携を図り、安心安全に保育園を利用することができるよう保育の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な児童については、保育園での受入れ拡充のニーズがあることから、今後は、平成27年12月から開始した居宅訪問型保育事業の実施状況も踏まえながら、連携施設としての集団保育の場の提供や、保育園での受入れ体制の拡充について検討を進めます。

さらに、新たな受入れ策のひとつとして、施設整備などによる定員拡大について検討していきます。

（４）病児・病後児保育の充実

病児・病後児保育室の拡充を図るとともに、平成28年度から居宅に保育者が訪問して、病気の児童を保育する訪問型病児・病後児保育の利用料の助成を実施します。

【課題】

現在、区内には病児保育室が3か所、病後児保育室が1か所ありますが、需要の高まりとともに予約が取りづらい状況があります。また、地区に偏在しており、身近なところで利用できない状況があります。

さらに、感染症の児童を隔離するためのスペースが足りないことから、感染

症の児童とそれ以外の児童のニーズが同時に複数重なると預かることができない保育室があり、利用しにくい状況があります。

【今後の基本的考え方】

現在、地区内に病児保育室がない赤坂地区に、新たな病児保育室を確保するとともに、既存の病児・病後児保育室のキャンセル対応などの運営面や隔離室を増やすなど、改善を図ります。

さらに、高まる需要に対応するため、施設整備に加えて、平成28年度から保育者が居宅に訪問して、病気の児童を保育する訪問型病児・病後児保育の利用料の助成を実施します。

（５）運営体制の確認や保育士処遇改善策による保育の質の向上

保育園の实地検査や訪問指導、第三者評価を推進し、保育の質の確保を図ります。さらに私立認可保育園や認証保育所などの保育士の人材育成や定着対策の強化を図り、保育施設全体の保育水準の向上を図ります。

【課題】

全国的な保育需要の高まりを背景に、子ども・子育て支援新制度のもと、保育の質の向上が求められています。保護者が安心して子どもを預けることができる保育サービスの充実や、保育士の人材の育成・確保が必要です。

【今後の基本的考え方】

子ども・子育て支援新制度の開始とともに、平成27年10月から認可保育園を対象に実施している实地検査に加え、平成28年度から認可保育園、港区保育室、地域型保育事業、認証保育所を対象に訪問指導を年1回以上実施します。

区は、私立認可保育園に対して第三者評価受審費用を引き続き助成して積極的な実施を促し、質の向上を図ります。公設民営の区立認可保育園については、区は設置者として施設の運営状況を的確に把握し、安定的かつ継続的に保育の

質を確保します。

また、保育士の人材育成についても、引き続き合同保育実習や研究会、研修の機会を捉えた意識啓発を図り、保育士のスキルアップを進めるとともに、事故を未然に防ぐための取組や安全安心な保育を提供するための研修など、保育施設全体の保育水準の向上を図ります。

さらに、私立認可保育園や認証保育所などの保育士の処遇改善や定着対策として、引き続き保育士等キャリアアップ補助事業などによる支援を継続していきます。

(6) 制度等の見直し

保育所入所基準の改善や保育園保育料の見直しを行うとともに、平成28年度から東京都の基準を満たしている認可外保育施設の保育料助成を実施します。

【課題】

保育所入所基準や保育園保育料については、これまでの改正や実施状況を検証し、保育ニーズや社会経済状況など保育を取り巻く環境変化を的確にとらえ、見直しを行う必要があります。

また、区は、認可外保育施設の調査や訪問を行い、実態の把握を行った結果、東京都の基準を満たしている認可外保育施設については、認証保育所とほぼ同様の保育の質が担保されていることを確認したことから、認証保育所と同様の施設とみなして、認可保育園に申込みながら認可外保育園を利用している児童に対して、利用者負担の均衡を図る必要があります。

【今後の基本的考え方】

保育所入所基準については、平成28年度以降も、保護者からの声や現行基準の検証をもとに、必要に応じて基準の改善を図り、より公正で透明性の高い入所選考を実施していきます。

保育園保育料についても、国の徴収金基準額との乖離を視野に入れながら、国の動向や社会経済状況を踏まえ、平成27年4月に保育料を改定してから3

年目にあたる平成29年度に見直しに向けた検討を行います。

また、認可保育園の入園を申込みながら、東京都の基準を満たしている認可外保育施設に通う児童の保護者に対して、保育料負担の均衡を図るため、平成28年度から保育料の助成を実施します。

さらに、国が示した「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日：一億総活躍国民会議）における「希望出生率1.8の実現」の具体的施策などの動向を踏まえながら、制度等の見直しの検討を進めていきます。

（7）在宅子育て家庭への支援

「子育て支援員研修」を開始し、区の子ども・子育て支援事業を担う支援者の質の向上を図るとともに、多世代が子育てを支える文化を醸成していきます。

また、「親支援プログラム」の実施や養育支援訪問事業の充実により、保護者の家庭での養育を支援していきます。

【課題】

区の乳幼児一時預かりや育児サポート子むすび、派遣型一時保育、子育てコーディネーター事業は、これまで区が養成してきた多くの支援者に支えられています。平成27年度に国が開始した「子育て支援員研修」は、全国共通の科目が示されていますが、区では、この基準を踏まえながら、港区独自事業にも見合う質の高い研修制度を構築する必要があります。

また、保護者が育児不安を解消し、自信を持って安心して子育てできるよう、子育て力を向上させるための講座の開催や子育て家庭どうしのつながりづくりの機会の充実が求められています。

子ども家庭支援センターに寄せられる相談は年々増加し、様々な事情から子どもの養育が十分にできない家庭が増加傾向にあります。養育支援訪問事業（家庭に直接支援者を派遣し、子どもの養育環境改善を支援する）を充実させる必要があります。

【今後の基本的考え方】

平成28年度から「港区子育て支援員研修」を開始します。多世代の男女の支援者を数多く育成するとともに、支援の質を向上させていきます。

親支援プログラムの連続講座を子ども家庭支援センターと地域の子育て支援施設で実施し、身近な場所で子どもの発達や育児方法を学ぶとともに仲間づくりの機会を提供します。

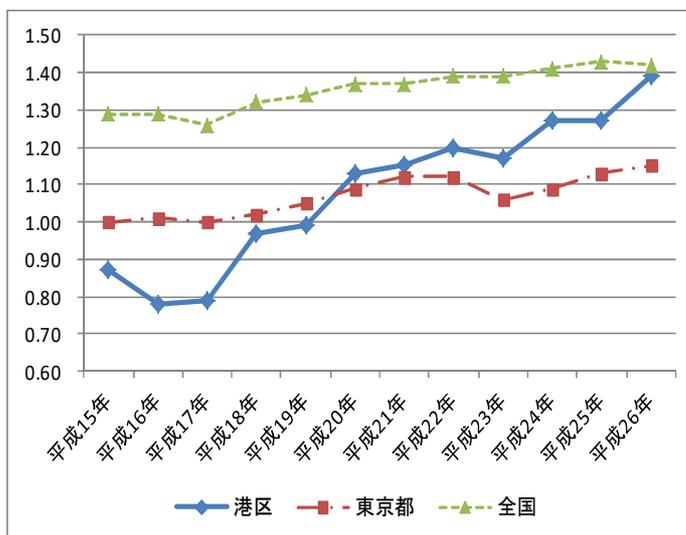
養育支援訪問事業の充実を図り、子どもの衣食住・学習・心身の発達などの課題を解決していきます。

資料編

図表1 合計特殊出生率

(単位:人)

年	港区	東京都	全国
平成15年	0.87	1.00	1.29
平成16年	0.78	1.01	1.29
平成17年	0.79	1.00	1.26
平成18年	0.97	1.02	1.32
平成19年	0.99	1.05	1.34
平成20年	1.13	1.09	1.37
平成21年	1.15	1.12	1.37
平成22年	1.20	1.12	1.39
平成23年	1.17	1.06	1.39
平成24年	1.27	1.09	1.41
平成25年	1.27	1.13	1.43
平成26年	1.39	1.15	1.42



合計特殊出生率:

15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。(各年1月1日から12月31日までの数値により算定)

図表2 港区の出生数

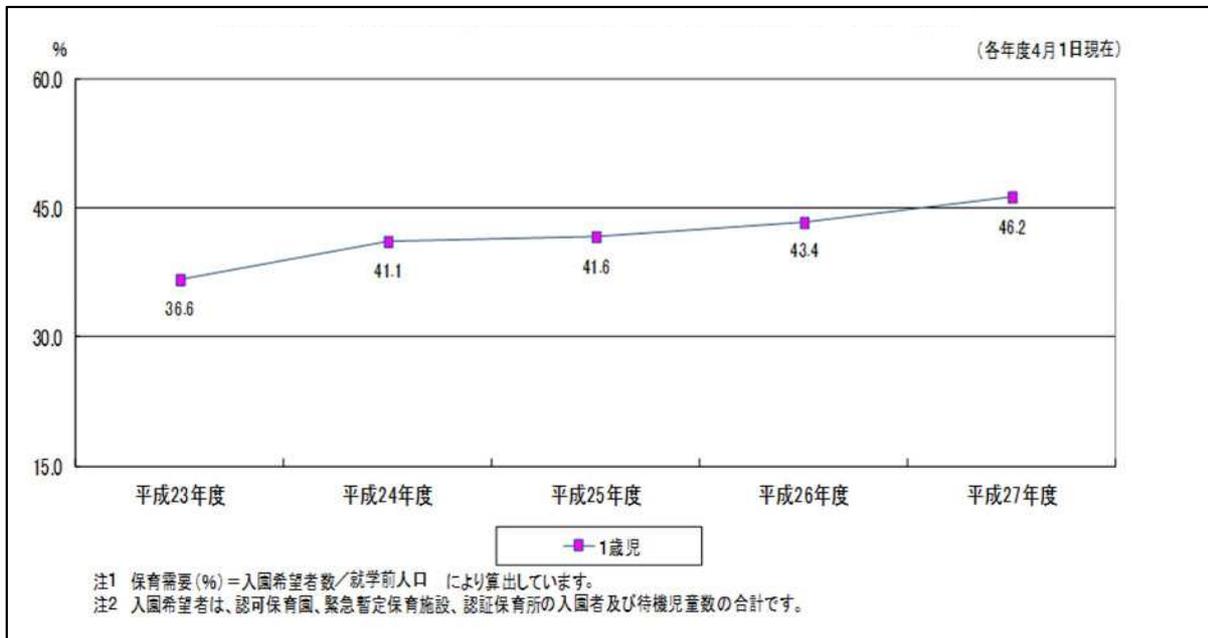
(単位:人、%)

年	男	女	合計	平成15年比増加率
平成15年	702	675	1,377	0.00%
平成16年	673	627	1,300	-5.59%
平成17年	719	670	1,389	0.87%
平成18年	939	873	1,812	31.59%
平成19年	1,058	925	1,983	44.01%
平成20年	1,182	1,084	2,266	64.56%
平成21年	1,231	1,122	2,353	70.88%
平成22年	1,231	1,219	2,450	77.92%
平成23年	1,266	1,095	2,361	71.46%
平成24年	1,286	1,324	2,610	89.54%
平成25年	1,292	1,329	2,621	90.34%
平成26年	1,439	1,415	2,854	107.26%



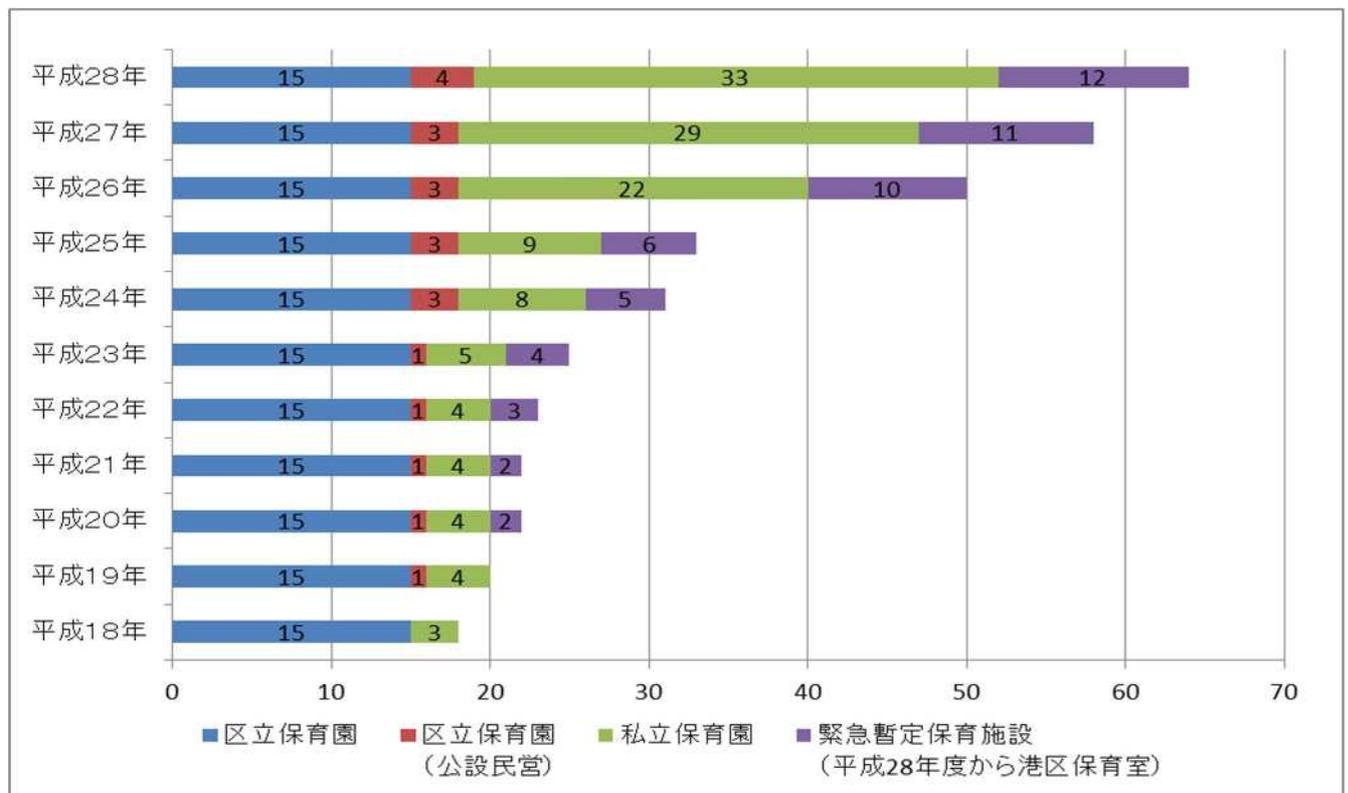
<注>各年とも、両親が外国人である子の数は含みません。

図表3 港区における1歳児の保育需要の推移について（平成23～27年度）



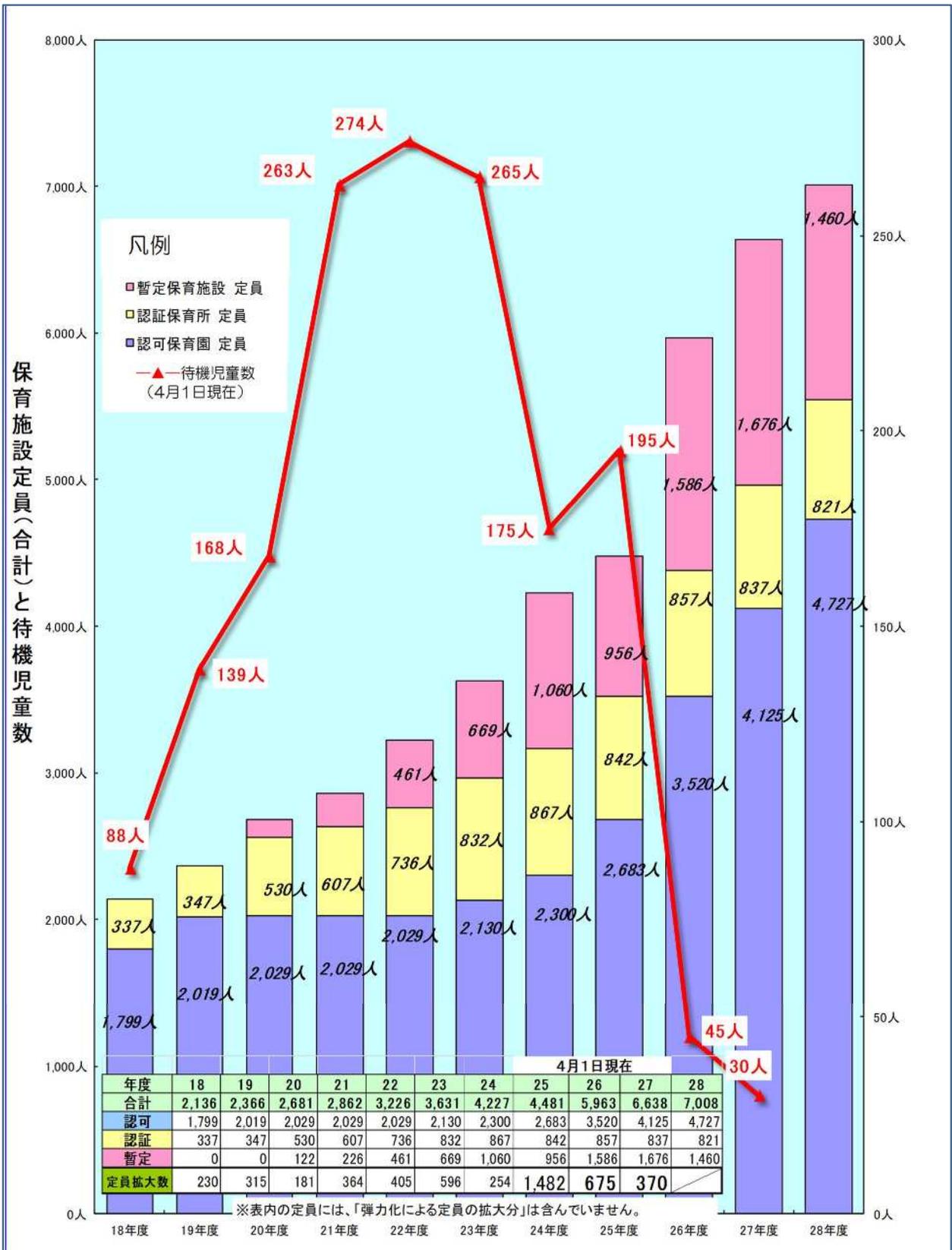
図表4 4月1日現在保育園数の推移

(単位：園)



※公設民営に芝浦アイランドこども園を含む ※平成28年は予定

図表5 保育施設定員と待機児童数の推移



図表6 多様な保育実施園の状況

(単位：園)

	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
休日保育	1	0	0	0	3
22時までの延長保育	2	0	0	0	4

※芝地区の22時までの延長保育実施園については、公設公営1園を含む

(平成27年12月1日現在)

図表7 休日保育利用実績

(単位：人)

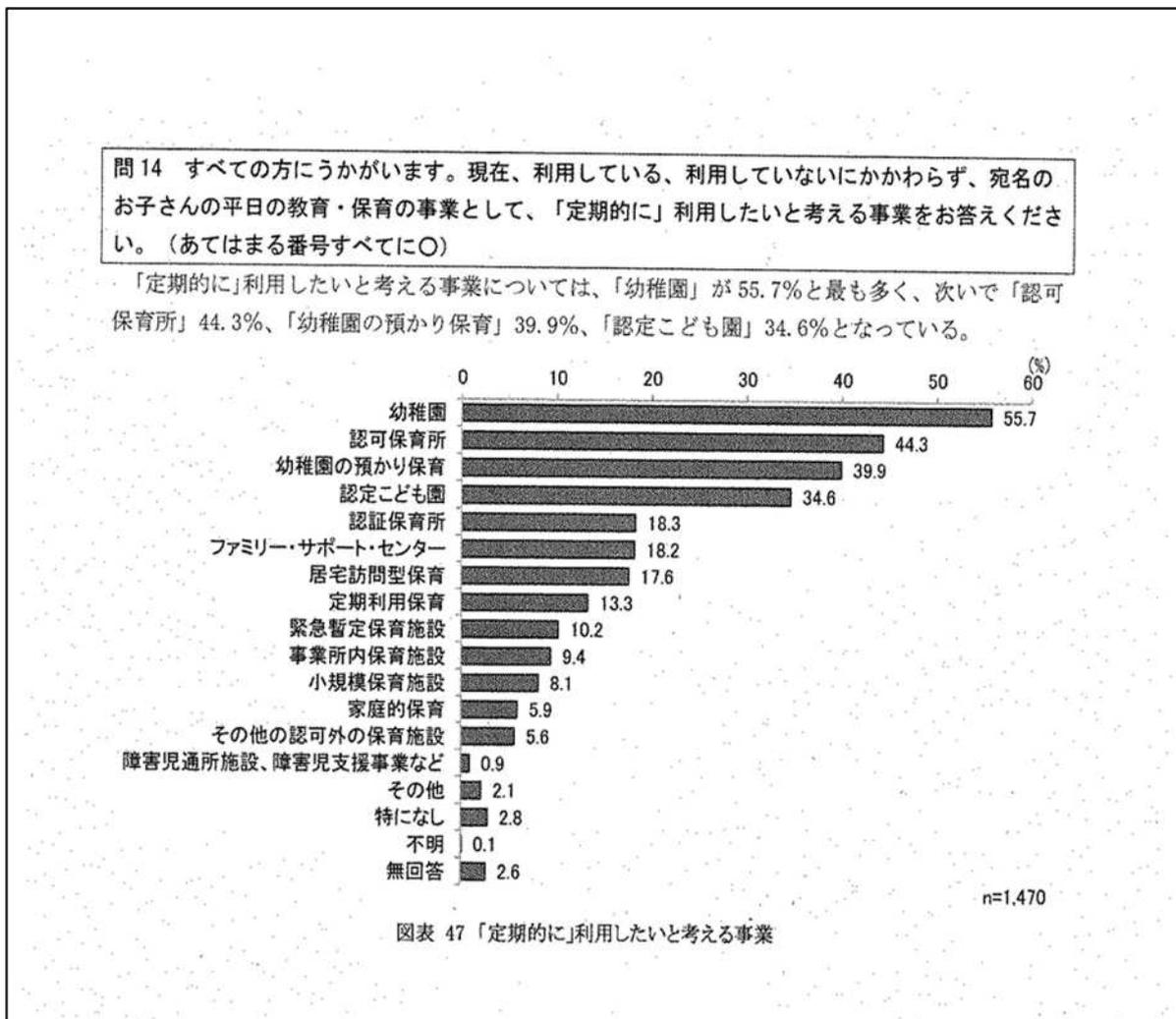
たかはま保育園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
25年度 延人数	1	1	0	2	1	5	4	3	5	7	5	6	40
26年度 延人数	3	7	8	8	8	5	4	10	6	4	3	3	69
27年度 延人数	3	16	8	5	2	16	9	12					71

神明保育園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
25年度 延人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
26年度 延人数	0	5	4	4	5	4	4	6	4	6	7	2	51
27年度 延人数	13	11	7	4	4	20	13	24					96

芝浦アイランドこども園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
25年度 延人数	6	14	4	9	2	9	8	7	19	10	10	16	114
26年度 延人数	7	10	7	8	7	14	7	14	18	6	14	8	120
27年度 延人数	20	33	10	21	7	17	9	20					137

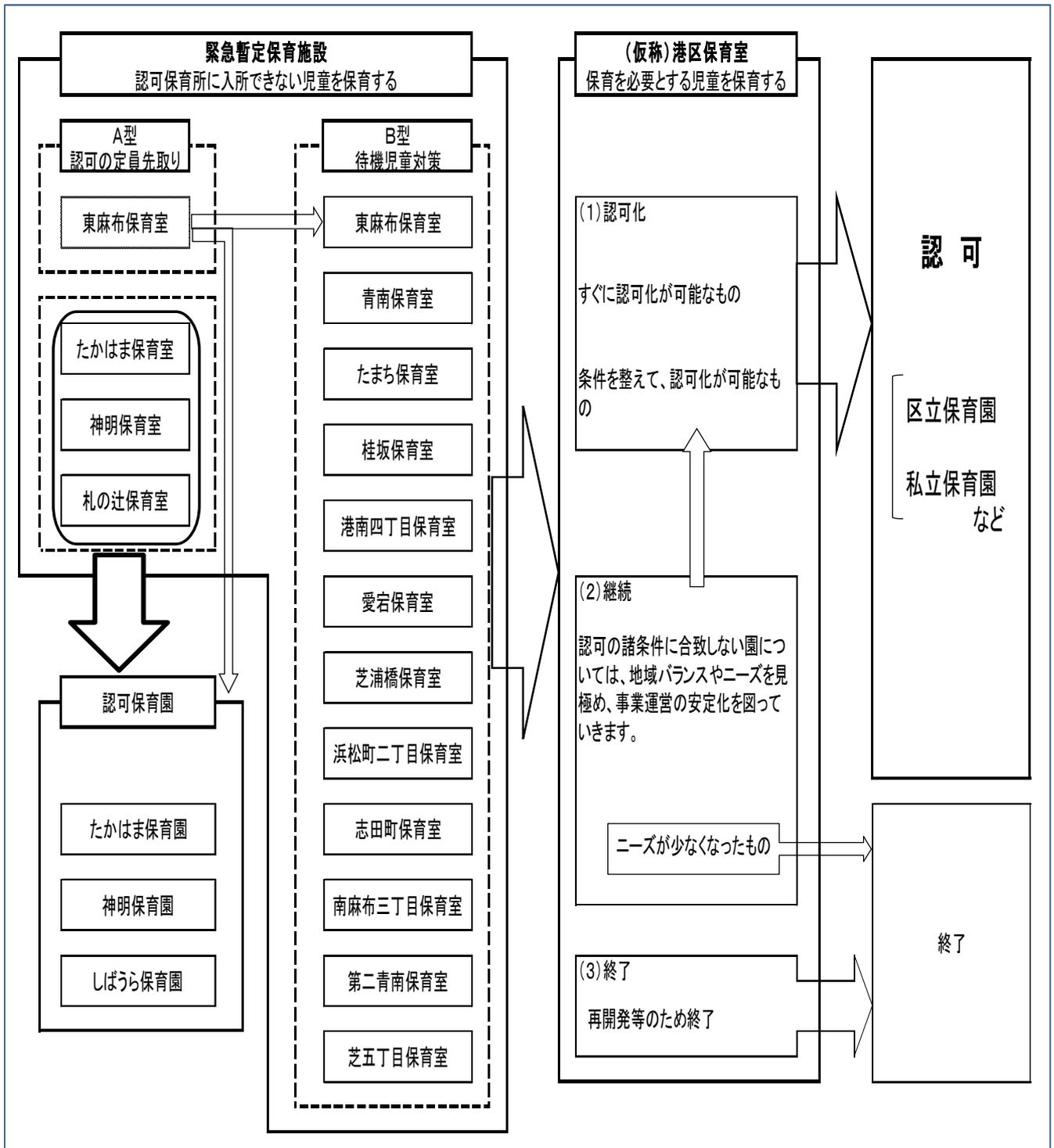
平成27年12月1日現在

図表 8 定期的に利用したいと考える事業



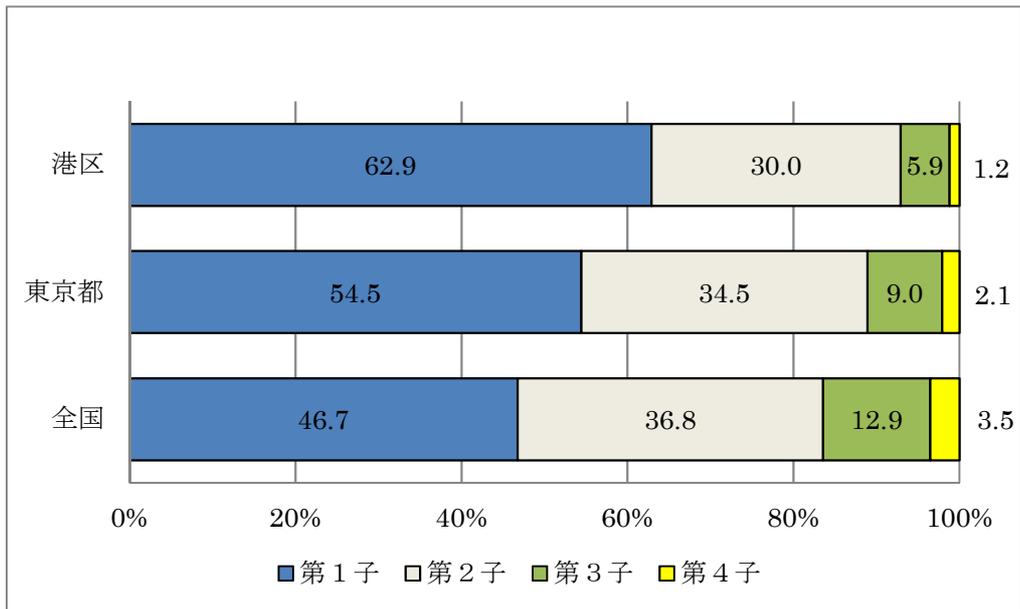
出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査報告書 平成26年（2014年）3月

図表 9 緊急暫定保育施設の方向性概略図



緊急暫定保育施設の今後のあり方について（平成27年7月）

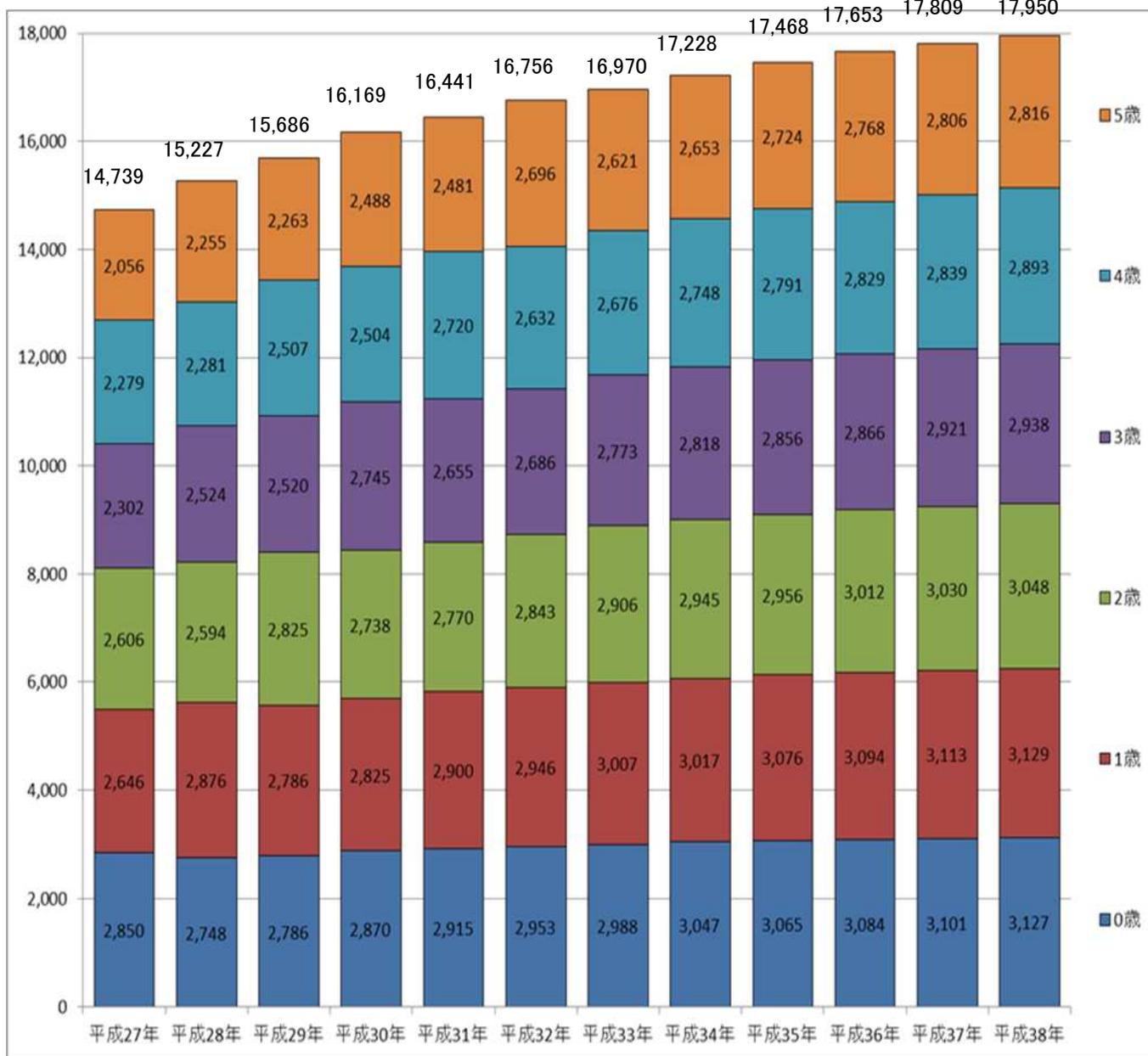
図表 10 平成 25 年出生順位



出典：「平成 25 年人口動態調査 保管統計表 出生 第 10 表」等をもとに港区政策創造研究所が作成

図表 1 1 港区の将来人口推計 (未就学児)

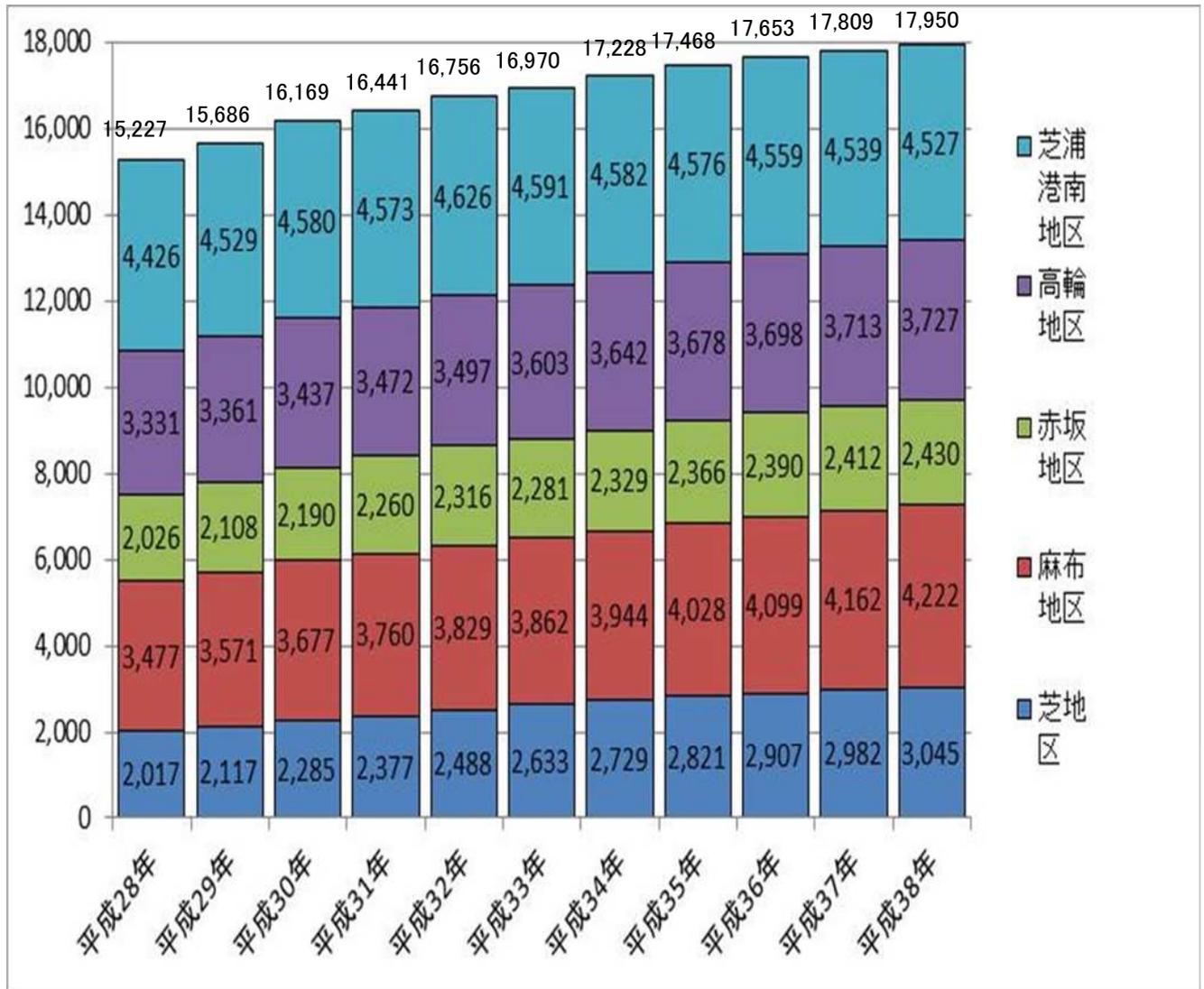
(単位: 人)



港区政策創造研究所平成27年3月人口推計

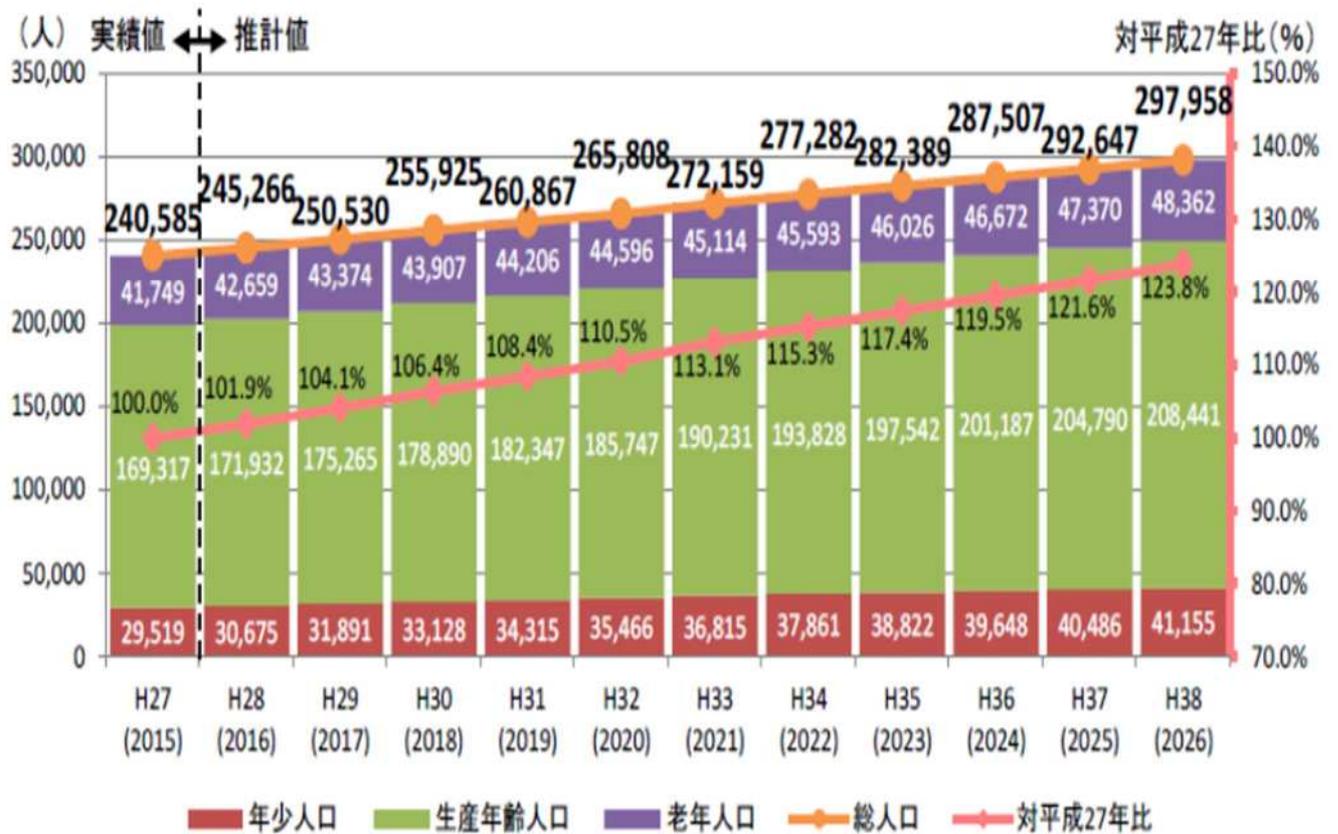
図表 1 2 港区の将来人口推計（未就学児・地区別）

（単位：人）



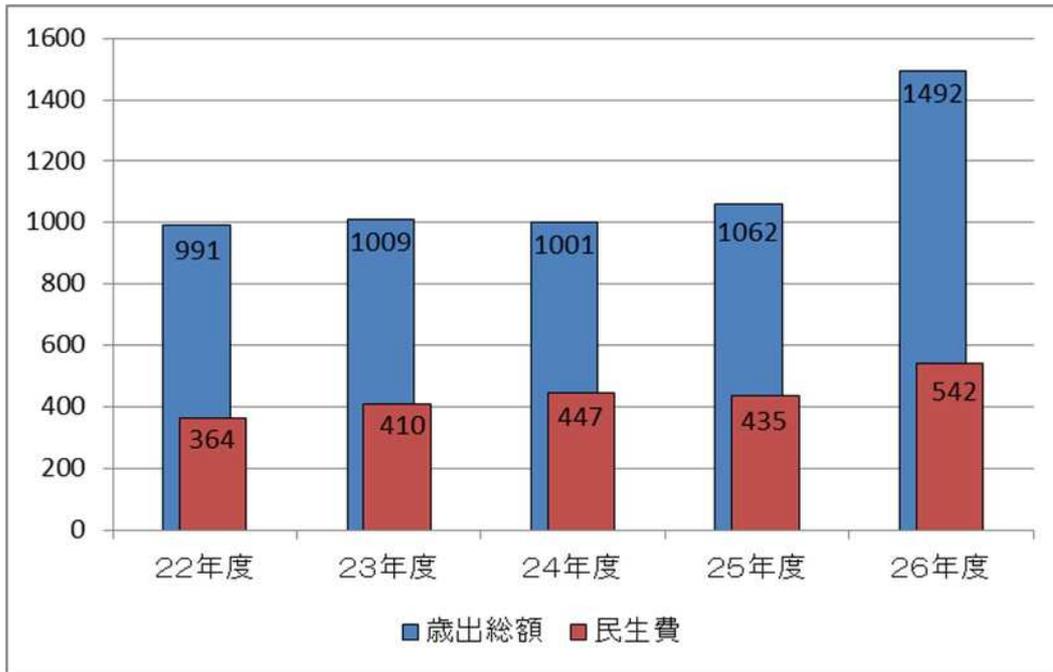
港区政策創造研究所平成27年3月人口推計

図表 1 3 港区の将来人口推計



港区政策創造研究所平成27年3月人口推計

図表 1 4 歳出総額と民生費の経年比較



(単位：億円)

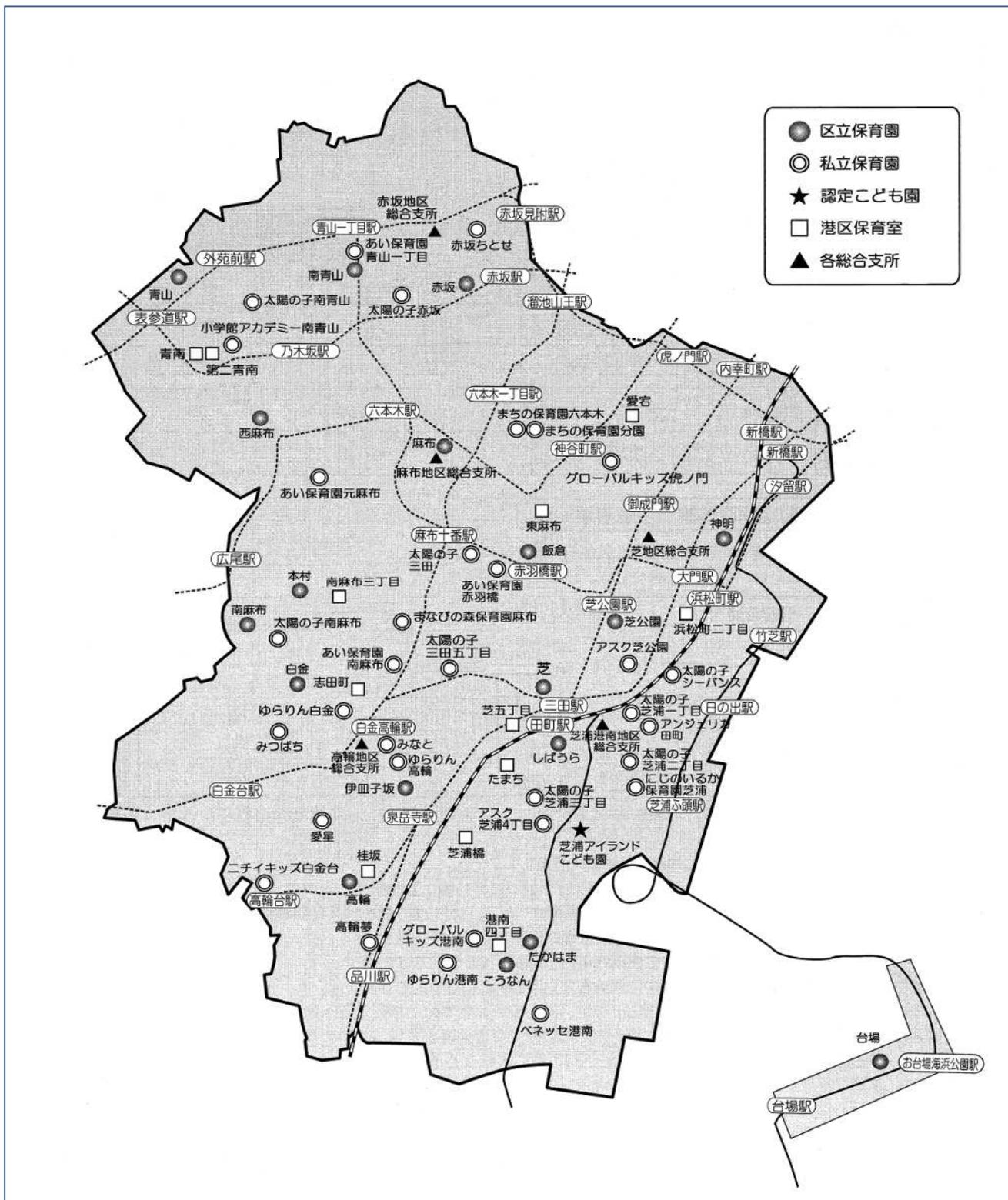
図表 1 5 民生費と児童福祉費、保育園事業行政コスト（区立のみ）の経年比較



(単位：億円)

財政レポートをもとに作成

図表 16 平成28年度 保育施設一覧



保育園入園のごあんない平成28年度版から抜粋

《 参考 》

保育園整備に関するこれまでの検討経過

1 「港区公立保育園の在り方検討会報告書」（平成18年6月）

区はこれまで、公私立保育園を通じた保育サービスの拡充に努めるとともに、延長保育や一時保育の拡大など、保育サービスの充実に取り組んできました。

しかし、人口増加とそれに伴う就学前児童の増加など保育を取り巻く情勢が、当初の予想を超えて大きく変化してきています。そこで、今後、新たな基盤整備や多様な保育サービスの提供と質の充実を図るために、「港区公立保育園の在り方検討会」を設置し、平成18年6月に、次の①～⑥の施策を推進する考え方をまとめた「港区公立保育園の在り方検討会報告書」を策定しました。

- ① 保育サービスの基盤整備について
- ② 多様な保育ニーズへの対応について
- ③ 保育の質の向上について
- ④ 公立・私立のバランス化と保護者の選択肢の拡大について
- ⑤ 公と民の役割分担について
- ⑥ 在宅子育て支援策の展開について

この報告書をもとに、新たな認可保育園の整備計画を策定するとともに緊急暫定保育施設の整備、認証保育所の誘致、保育サービスの拡充等に取り組ましました。また、芝浦アイランドこども園を設置し、保護者の多様な保育ニーズに対応してきました。

2 「新設港区立保育園のあり方について（まとめ）」（平成22年12月）

「港区公立保育園の在り方検討会報告書」策定以降、急激な社会経済状況の変化や就学前児童の急増、長引く不況に伴う就業率の増加、就労形態の多様化が進むなど都心港区の保育を取り巻く環境は大きく変化しました。

そのことから、「港区立保育園のあり方検討委員会」を設置し、平成22年12月に次の①～③の施策を推進する考え方をまとめた「新設港区立保育園のあり方について（まとめ）」を策定しました。

- ① 待機児童解消の方向性と考え方

② 多様な保育と在宅子育て支援

③ 新設区立保育園の事業運営

この考え方にに基づき、待機児童の解消と保育サービスの拡充を図るため、新設区立保育園3園に指定管理者制度を導入しました。

検討体制

港区の保育行政のあり方検討専門部会名簿

	氏 名	役 職 等
部会長	浦田 幹男	子ども家庭支援部長
副部会長	横尾 恵理子	保育担当課長
部会員	大滝 裕之	総合支所管理課長（担当支所）
	長谷川 浩義	子ども家庭課長
	梶山 真司	子ども・子育て支援制度担当課長
	保志 幸子	子ども家庭支援センター所長
	大澤 鉄也	企画課長
	橋本 誠	教育政策担当課長（～11/11）
	佐藤 雅志	庶務課長（11/12～教育政策担当課長兼務）

※子育て支援推進会議のもとに、平成27年7月に設置

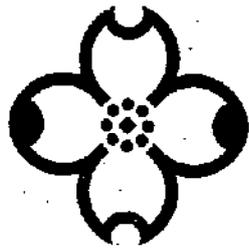
港区の保育行政のあり方検討専門部会検討経過

回	開催日	検討内容
第1回	平成27年 7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討項目等の確認について ・ 緊急暫定保育施設の今後のあり方の検討結果を踏まえた整理について
第2回	平成27年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育行政のあり方について ・ 緊急暫定保育施設の認可化・3つの方向性について
第3回	平成27年 10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育行政のあり方について まとめ
第4回	平成27年 11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育行政のあり方について まとめ

※平成27年12月9日の子育て支援推進会議において審議・了承。

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



港区の今後の保育行政のあり方について [概要]

保育担当

保育行政～これまでの取組

保育園整備に関する検討経過

(1)「港区公立保育園の在り方検討会報告書」(平成18年6月)
都心への人口回帰などで就学前児童数の増加、保育需要の増大を背景に新たな基盤整備や多様な保育サービスの提供と質の充実を図る目的

- ① 保育サービスの基盤整備について
- ② 多様な保育ニーズへの対応について
- ③ 保育の質の向上について
- ④ 公立・私立のバランス化と保護者の選択肢の拡大について
- ⑤ 公と民の役割分担について



(2)「新設港区立保育園のあり方について(まとめ)」(平成22年12月)
平成18年の検討会報告書後の社会経済状況の大きな変化を背景に待機児童の解消と多様な保育サービスの拡充への対応を目的

- ① 待機児童解消の方向性と考え方
- ② 多様な保育と在宅子育て支援
- ③ 新設区立保育園の事業運営

子ども・子育て支援新制度開始
平成27年4月

保育施設の整備

①待機児童解消に向けた施設整備による大幅な定員拡大
私立認可保育園の誘致や緊急暫定保育施設の開設、区立認可保育園の開設・改築によって、定員を平成25年度に1482人拡大、平成26年度に675人拡大、平成27年度に370人拡大しました。こうした取組により待機児童数は、平成26年4月には8年ぶりに2桁となる45人、平成27年4月には30人となっています。

②指定管理者制度の導入
神明保育園(平成24年9月開設)、たかはま保育園(平成24年12月開設)、しばうら保育園(平成27年10月開設)、芝浦アイランドこども園(平成19年4月開設)について指定管理者制度を導入しました。指定管理者のノウハウやアイデア、専門性などを活用し、多様なサービスを提供し、保護者のニーズに応えています。

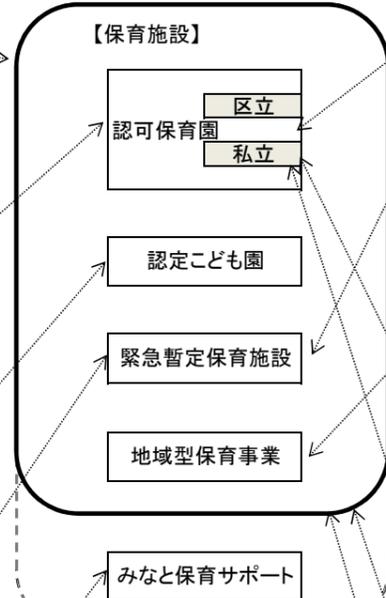
③保育所型認定こども園の実施
認定こども園については区民ニーズが高いことなどを踏まえて、平成28年4月から芝浦アイランドこども園を先行的に保育所型認定こども園へ移行することとしました。

④緊急暫定保育施設のあり方の見直し
平成28年度から「港区保育室」として位置づけ、①認可化②継続③廃止の3つの方向性に整理し、保育の質の確保に向けた取組を推進することとしました。

⑤みなと保育サポートによる子育て支援策の充実
パートタイム勤務や育児短時間勤務等、多様な勤務形態の保護者でも保育を受けることができるように港区独自事業としてみなと保育サポートを導入し、区内3か所で実施しています。1日8時間以内で1か月160時間を限度に必要なに応じた保育を行っています。

⑥在宅子育て家庭への支援
在宅で子育てする家庭が孤立することのないよう、子育てひろば事業(15か所)、理由を問わない一時預かり事業(12か所)を実施しています。また、ショートステイ、育児サポートむすびびなど多様なサービスを提供しています。

具体的な取組状況



保育の質の充実

①保育環境の充実
園庭のない私立認可保育園等に対して、プール遊びや外遊びを行うことができるよう区有施設を活用して場所を提供し、保育環境を支援しています。

②幼児教育の充実
「小学校入学前教育カリキュラム」を策定し、活用を促進するとともに、保幼小合同研修会などを通じた指導方法の改善や工夫を図っています。

③特別な配慮が必要な児童の保育の充実
障害児や発達障害児などに対する巡回指導、カウンセリングを行うとともに、医療機関や発達支援センターなどと連携を図り、保育の充実を図っています。平成27年12月から医療的ケアが必要な児童を対象に、住み慣れた居宅において保育者による1対1のきめ細かな保育を実施しています。

④保育施設等の指導監督の充実
子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育施設に立ち入り、運営基準等の順守状況を確認するなど、実地検査を実施し、運営の改善につなげています。

⑤第三者評価の実施
私立認可保育園の受審を促進することにより、保育の質の充実を図るため、受審費用の助成を行っています。実施結果については東京都福祉保健財団ホームページで公表しています。

⑥保育士の人材育成
区立認可保育園と私立認可保育園、緊急暫定保育施設合同による保育実習、専門研修の実施により、保育士のスキルアップを図っています。

⑦私立認可保育園等の保育士の処遇改善や定着対策
保育士等キャリアアップ補助事業、保育士等宿舍借上げ支援事業など5事業を実施しています。

⑧保育所入所基準の改正
兄弟加算や障害児加算をはじめとした保育所入所基準の大幅な改正を行うとともに、育児休業明け入所予約制度の見直しなどを実施しました。

⑨保育園保育料の改定及び第二子以降の保育料無料化
保育園の保育料を17年ぶりに改定し、港区は出生数において第1子の占める割合が高いことから二人目以降を望む方々が安心して産み育てやすい環境を整備するため第二子以降の保育料を無料化しました。また、認証保育所保育料について保育園保育料との差額助成を実施しました。

⑩在宅子育て家庭への支援
保健師や臨床心理士による専門相談、子育てコーディネーター事業を実施しています。さらに出産・子育て応援メール配信事業を開始します。このほか、「港区地域こぞって子育て懇談会」を平成16年度から実施しています。

これまでの取り組みの結果

待機児童の解消

待機児童数は、平成18年以降、最大となった平成22年の274人から、平成27年4月には30人にまで大幅に減少

保育施設の充実

平成27年度の保育定員は6,638名を確保。
平成18年度の定員数2,136人のおよそ3倍増

在宅子育て家庭への支援

子育てひろば事業(15か所)
一時預かり事業(12か所)
など多様なサービスの拡充

積極的な保育サービスの拡大 ⇒ 保護者等からの評価

出生数の増加

(妊娠から出産、産後における支援体制の充実による急激な合計特殊出生率の上昇、出生数の増加、国の希望出生率)
⇒ 量(保育定員)の拡大の必要性

新制度の開始で事業計画上で推進する取組
急増する保育ニーズ

⇒ 質の向上の必要性

待機児童の増加→新たな施設整備の必要性
さらに多様化する保育ニーズへの対応の必要性

「量」と「質」の両面からの子育て支援の充実
保育サービス向上を総合的に推進するため

港区	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計特殊出生率	0.97	0.99	1.13	1.15	1.20	1.17	1.27	1.27	1.39
出生数	1,812	1,983	2,266	2,353	2,450	2,361	2,610	2,621	2,854

単位:人

全国	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計特殊出生率	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42

国の目標:希望出生率 1.80

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
保育定員	2,136	2,366	2,681	2,862	3,226	3,631	4,227	4,481	5,963	6,638
待機児童数	88	139	168	263	274	265	175	195	45	30

単位:人

平成28年4月定員 7,008人 前年比370人増

今後の港区の保育行政の方向性

保育の量の拡大

(1) 保育施設の整備

区立・私立認可保育園の適正バランスや役割を考慮し、区民が身近で日常的に利用する施設として地域特性を踏まえ、地区ごとに区立・私立認可保育園の適正な配置を進めていきます。

(2) 今後の区立認可保育園の事業運営手法

今後の新たな区立認可保育園の設置や、港区保育室から区立認可保育園への移行などにおいては、多様な保育サービスを提供するため、原則として指定管理者制度を導入します。

(3) 保育定員の設定方法の工夫

保育園の定員設定については、園児の在園状況を踏まえ、空きスペースの活用による柔軟な対応や新設園の定員設定時の工夫を行い、待機児童解消に向けて効率的に定員拡大を図ります。

(4) 新たな手法による定員確保策

国家戦略特区による都市公園の活用の可能性や、定住促進指導要綱に基づく保育園の附置の誘導方法について検討し、新たな手法により迅速かつ確実に定員拡大を促進します。

(5) 認定こども園の今後の展開

芝浦アイランドこども園における保育所型認定こども園としての運営状況を検証し、他地区での実施について検討します。

(6) 今後の港区保育室のあり方

東麻布保育室を平成29年4月に区立認可保育園へ移行します。再開発事業の予定地等である3つの保育室は終了とし、移行先を確保します。その他の施設は平成31年度までは継続を前提とし、認可化の条件が整ったものから順次、認可化を進めていきます。

(7) 新たな小規模保育事業の実施

子ども・子育て支援新制度における新たな事業の一つである小規模保育事業を平成28年度に実施し、特に待機児童が多い芝浦港南地区の定員を拡大します。

(8) 在宅子育て家庭への支援

子育てひろば・一時預かり施設を拡充するとともに、「子育て支援員研修」を開始し、育児サポート子むすびや派遣型一時保育などの多様な保育ニーズに応える事業の担い手を養成します。

保育の質の充実

(1) 保育環境の充実

区有施設を活用した園庭のない私立認可保育園等に対するプール遊びや外遊びの場の支援の実施状況を踏まえ、運用の改善を図ります。区立しほづら保育園の園庭を活用した支援を行うとともに、利用可能な区有施設の拡大を検討します。

(2) 幼児教育の充実

「小学校入学前教育カリキュラム」のさらなる効果的な活用を推進します。また、「5歳児指導ポイント集」を活用し、保幼小合同研修会などを通して指導方法の改善や工夫を図り、幼児教育と小学校教育との接続を一層強化します。

(3) 特別な配慮を必要とする児童の保育の充実の推進

特別な配慮が必要な児童への巡回指導や関係機関との連携を強化します。平成27年12月から開始した居宅訪問型保育事業の実施状況を検証するとともに、保育園での受入れ体制の拡充、施設整備などによるニーズへの対応について検討します。

(4) 病児・病後児保育の充実

病児・病後児保育室の拡充を図るとともに、平成28年度から、居宅に保育者が訪問して、病気の児童を保育する訪問型病児・病後児保育の利用料を一部助成する制度を導入します。

(5) 運営体制の確認や保育士処遇改善策による保育の質の向上

保育園の実地検査や訪問指導、第三者評価を推進し、保育の質の確保を図ります。さらに、私立認可保育園や認証保育所などの保育士の人材育成や定着対策の強化を図り、保育施設全体の保育水準の向上を図ります。

(6) 制度等の見直し

保育所入所基準の改善や保育園保育料の見直しを行うとともに、平成28年度から東京都の基準を満たしている認可外保育施設の保育料の助成を実施します。

(7) 在宅子育て家庭への支援

「子育て支援員研修」を開始し、区の子ども・子育て支援事業を担う支援者の質の向上を図るとともに、多世代が子育てを支える文化を醸成していきます。また、「親支援プログラム」の実施や養育支援訪問事業の充実により、保護者の家庭での養育を支援していきます。